

公益財団法人神奈川県市町村振興協会消防広域応援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害や高層建築物火災、石油コンビナート災害等の特殊な災害に際し、市町村の区域を越えて消防機関の応援（以下「消防応援」という。）を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって、被災市町村における人命の救助、被害の軽減等に資するために交付するものとする。

(対象とする災害)

第3条 交付金の対象は、被災市町村の消防力のみによっては災害の防御又は救助等が困難な大規模災害、又は特殊災害において次の各号に掲げる消防応援を受けたものとする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）（以下「組織法」という。）第43条の規定により神奈川県知事が消防応援活動につき必要な措置をとったもの
- (2) 組織法第39条の規定に基づく神奈川県下消防相互応援協定（昭和50年7月締結）第2条第3号の規定に基よる要請がなされたもの
- (3) 前各号に準ずる出動で理事長が特に認めるもの

(申請)

第4条 前条に規定する災害が発生し、市町村の区域を越えて他の市町村から消火活動等の応援を受けた市町村（以下「受援市町村」という。）は、協会に対し、当該消防応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）に交付金を交付することを申請することができる。

(交付金の交付)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し応援市町村に交付金を交付するものとする。

2 交付金の額は消防応援の規模、活動内容に応じて対象となる災害1件について300万円を超えない範囲において理事長が定める。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則（平成2年6月11日）

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成10年10月29日）

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月6日）

この要綱は、消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）の公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月10日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。